

協 議 第 7 1 号 関 係 資 料 (協 議 項 目 11)

区 分		3市町村の一般職の職員の状況		
		伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村
市 町 村 別 内 関 係	職 員 定 数 内 関 係	<p>【伊那市職員定数条例】 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)市長の事務部局の職員 564人 (2)議会の事務部局の職員 6人 (3)選挙管理委員会の事務部局の職員 2人 (4)公平委員会、監査委員の事務部局の職員 2人 (5)教育委員会の事務部局の職員 120人 (6)農業委員会の事務部局の職員 6人 (7)公営企業管理者(水道事業)の事務部局の職員 33人 2 前項に定める市長事務部局の職員の定数のうち、消防事務への職員の配分は、次のとおりとする。 消防事務 63人</p> <p>定数条例による職員合計 733人</p>	<p>【高遠町職員定数条例】 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)町長の事務部局の職員 98人 (2)議会の事務部局の職員 2人 (3)選挙監理委員会の事務部局の職員 1人 (4)監査委員会の事務部局の職員 1人 (5)農業委員会の事務部局の職員 1人 (6)教育委員会の事務部局の職員 11人 第3条 前条に定めるもののほか、次に定める地方公営企業の運営に必要な職員を置くことができる。 水道事業 4人</p> <p>定数条例による職員合計 118人</p>	<p>【長谷村職員定数条例】 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)村長の事務部局の職員 51人 (2)議会の事務部局の職員 1人 (3)農業委員会事務部局の職員 1人 (4)教育委員会事務部局の職員 3人 2 村長の事務部局の施設運営に必要な職員の定数 (1)保育園の職員 5人 (2)国民健康保険保直営診療所の職員 7人 3 教育委員会の事務部局の施設運営に必要な職員定数 学校の職員 1人 4 伊那消防組合派遣の消防職員の定数 消防事務の職員 4人 第3条 前条に定めるもののほか、次に定める地方公営企業の運営に必要な職員を置くことができる。 自動車運送事業の職員 4人</p> <p>定数条例による職員合計 77人</p>
		<p>【伊那市一般職の職員の給与に関する条例】 (職務の級) 第5条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の名称は、市長が定める。</p>	<p>【高遠町一般職の職員の給与に関する条例】 (職務の級) 第5条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の名称は、町長が定める級別職務分類表によるものとする。</p>	<p>【一般職の職員の給与に関する条例】 (職務の級) 第5条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の名称は、その職務の名称は、村長の定める級別職務分類表によるものとする。</p>
		<p>【伊那市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則】 (職務の級) 第3条 条例第5条の2第1項に規定する職務の名称は、級別職務分類表(別表第2)に定めるとおりとする。</p> <p>別表第2(第3条関係) 級別職務分類表 (職務抜粋)</p>	<p>【一般職の初任給、昇格、昇給等に関する規則】 (職務の級) 第3条 条例第5条の2第1項に規定する町長が定める職務の名称は、級別職務分類表(別表第1)のとおりとする。</p> <p>別表第1(第3条関係) 級別職務分類表 (職務抜粋)</p>	<p>【一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則】 (職務の級) 第3条 条例第5条の2第1項に規定する村長が定める職務の名称は、級別職務分類表(別表第1)のとおりとする。</p> <p>別表第1(第3条関係) 級別職務分類表 (職務抜粋)</p>
		<p>部長、参事、課長、副参事、課長補佐、主幹、技幹、係長、主査、主任、主事、技師、書記・技手</p>	<p>特命参事、参事、副参事、主幹、主査、主任、主事、技師、書記、技手</p>	<p>特命参事、参事、主幹、副主幹、主査、主任、主事、書記</p>

協 議 第 7 1 号 関 係 資 料 (協議項目11)

区 分		3市町村の一般職の職員の状況		
		伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村
市 町 村 別 内 訳	一 般 職 員 の 給 与 関 係	<p>【伊那市一般職の職員の給与に関する条例】 (給料の支給) 第4条 給料は、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、すべての職員に対して支給する。 (給料表) 第5条 給料表は別表のとおりとする。 (職務の級) 第5条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の名称は、市長が定める。 2 市長は、前項の規定に適合するように且つ予算の範囲内において職務の級の定数を定める。 3 市長は、第1項の基準に従い且つ前項の職務の級ごとの定数の範囲内において、職員の職務の級を決定しなければならない。</p>	<p>【高遠町一般職の職員の給与に関する条例】 (給料の支給) 第4条 給料は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第4条第2項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、すべての職員に対し支給する。 (給料表) 第5条 給料表は、別表第1のとおりとする。 (職務の級) 第5条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の名称は、町長が定める級別職務分類表によるものとする。 2 任命権者は、前項の級別職務分類表に適合するように、かつ、予算の範囲内において、町長と協議して、職務の級の定数を定める。 3 任命権者は、第1項の基準に従い、かつ、前項の職務の級ごとの定数の範囲内において、職員の職務の級を決定しなければならない。</p>	<p>【一般職の職員の給与に関する条例】 (給料の支給) 第4条 給料は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、すべての職員に対して支給する。 (給料表) 第5条 給料表は、別表第1のとおりとする。 (職務の級) 第5条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度にに基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の名称は、その職務の名称は、村長の定める級別職務分類表によるものとする。 2 任命権者は、前項の分類基準に適合するように、かつ、予算の範囲内において、村長と協議して職務の級の定数を定める。 3 任命権者は、第1項の基準に従い、かつ、前項の職務の級ごとの定数の範囲内において、職員の職務の級を決定しなければならない。</p>
		<p>職員給料の状況 H16.4.1現在 平均給料月額 (一般行政職) 344,500円 平均年齢 (一般行政職) 41.05歳 初任給 ・高校卒(一般行政職) 1 - 3 138,800円 ・短大卒(一般行政職) 1 - 5 148,500円</p>	<p>職員給料の状況 H16.4.1現在 平均給料月額 (一般行政職) 309,800円 平均年齢 (一般行政職) 39.30歳 初任給 ・高校卒(一般行政職) 1 - 3 138,800円 ・短大卒(一般行政職) 1 - 5 145,800円</p>	<p>職員給料の状況 H16.4.1現在 平均給料月額 (一般行政職) 301,600円 平均年齢 (一般行政職) 38.80歳 初任給 ・高校卒(一般行政職) 1 - 3 138,800円 ・短大卒(一般行政職) 1 - 5 148,500円</p>

協 議 第 7 1 号 関 係 資 料 (協議項目11)

区 分		3市町村の一般職の職員の状況								
		伊 那 市			高 遠 町		長 谷 村			
市 町 村 別 内 訳	行政職級別職務分類表	給料表は省略 別表第2(第3条関係) 級別職務分類表			給料表は省略 別表第1(第3条関係) 級別職務分類表		給料表は省略 別表第1(第3条関係) 級別職務分類表			
		級	職務の内容		級	職務の内容		級	職務の内容	
		9	部長等の職務		8	1 課長の職務 2 特命参事の職務		8	重要な業務を行う村長の定めた特命参事の職務	
		8	課長等の職務		7	1 課長の職務 2 参事の職務		7	参事の課長、参事の職務	
		7	課長等の職務(8級に掲げられた職務を除く。)職務の複雑、困難及び責任の度が上記と同程度の職務		6	1 課長(7級、8級に掲げられた課長を除く。)の職務 2 副参事の職務		6	課長の職務、主幹の職務	
		6	課長補佐の職務 主幹、技幹の職務		5	1 係長の職務 2 主幹の職務		5	係長の職務、副主幹の職務	
		5	係長等の職務 主査の職務		4	主査の職務		4	係長の職務(5級に掲げられた係長を除く。)主査の職務	
		4	高度の知識経験を必要とする主任の職務		3	主任の職務		3	主任の職務	
		3	主任の職務		2	主事及び技師の職務		2	主事の職務	
		2	主事・技師の職務		1	書記及び技手の職務		1	書記の職務	
1	書記、技手の職務									
定員モデルとの比較	類似団体モデル職員数との比較 [人]									
	区 分	現 職 員 数				モデル職員数	モデル数との差			
	市 町 村 名	伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村	合 計					
	普通会計	552	105	56	713	554	159			
	特別会計・企業会計	96	13	13	122	-	-			
	合 計	648	118	69	835	-	-			
定員モデルに近づける方法 新規採用による職員の補充は退職者の1/4程度にとどめることで、10年後には、約160人の削減が見込まれる。										
区 分	伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村	自己都合、その他	合 計					
合併後10年間の退職予定者数	175	24	8	10	217					